

計画段階評価の実施（施設整備）について（検討案）

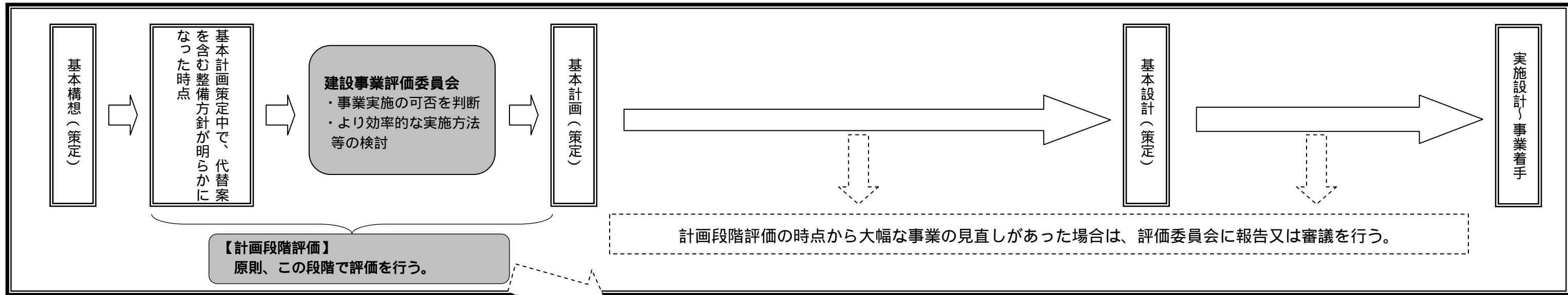
目的：地域に与える影響が大きい事業や、多額の財政負担を伴う新規事業について、計画段階から評価を開始することにより、評価の実効性を高めるとともに、より適切な計画策定及び事業実施に資することを目的とする。

導入時期：平成19年度

対象：施設整備事業（事業規模概ね50億円以上のもので、計画内容の公表・地元への説明等が一定終了していることなど評価可能なもの）
事業規模概ね50億円以上については、他県の先行事例等を参考に設定。

評価時期：基本計画策定中で、整備方針（おおよその規模、立地、主な施設内容）、事業手法及びそれらの代替案が明らかになった時点
評価は原則として1回とし、その後、大幅な事業の見直しがあった場合は、再度、評価委員会に報告又は審議を行う。

フロー図



（参考）現行の事前評価（施設整備）

- ・対象：総事業費10億円以上（10億円未満は内部評価）
- ・時期：原則、基本設計作成後、実施設計に着手するまでの間（PFI手法の場合は、実施方針の公表まで）（用地取得が必要な場合は、当該費用の予算化前）
- ・現行フロー図

